

タム等

一、労働人共謀ニ及ビ、或ハ強迫ノ手段ニテハ労働ニ出サズ、或ハ

労働者ヲ

労働者ニ對シテ、或ハ強迫ノ手段ニテハ労働ニ出サズ、或ハ

労働者ニ對シテ、或ハ強迫ノ手段ニテハ労働ニ出サズ、或ハ

労働者ニ對シテ

労働者ニ對シテ、或ハ強迫ノ手段ニテハ労働ニ出サズ、或ハ

労働者ニ對シテ、或ハ強迫ノ手段ニテハ労働ニ出サズ、或ハ

労働者ニ對シテ、或ハ強迫ノ手段ニテハ労働ニ出サズ、或ハ

労働者ニ對シテ、或ハ強迫ノ手段ニテハ労働ニ出サズ、或ハ

労働者ニ對シテ、或ハ強迫ノ手段ニテハ労働ニ出サズ、或ハ

労働者ニ對シテ

労働者ニ對シテ、或ハ強迫ノ手段ニテハ労働ニ出サズ、或ハ

財團法人協同會大阪支所

但シ懲戒解雇セラレタル者ニ對シテハ解雇手當ヲ支給

セズ

右ハ工場相談會ニ決議スル事

(註、工場相談會ハ工場長、工務長、現場係、工手係ヲ以テ組織シテラル、該相談會ガ決議スルト云ヘバ何等カワカリニクイガ其ノ意味ハ相談會ガ職工ヲ解雇スルニアツテ如何ナル種類ノ解雇ヲスルカト云フ事ヲキメル事ヲ云フノデアル)

一、年二回ノ定期昇給ヲナス事

以上